

令和7年度 ドライバー健康診断受診料助成のご案内

標記につきまして、運輸事業振興助成交付金事業計画により、下記のとおり実施しますので、御案内申し上げます。

1, 対象者 会員事業者の貨物運送事業(軽貨物を除く)で[常時選任運転者](#)であり、かつ対象期間に医療機関等で個別に受診したものとします。
なお、実施方法、料金については医療機関にご相談下さい。

2, 対象期間 令和7年4月1日 ~ 令和8年2月28日
期間中に受診及び支払いが完了したものに限りです。

3, 検査項目と助成額

区分	定期健康診断	深夜業健診
助成額 1名 (常時選任運転者)	1,500円	1,500円
【定期健康診断】	・労働安全衛生規則第44条に準ずる定期健康診断	
【深夜業健診】	・労働安全衛生規則第45条に準ずる健康診断	
	※ 目安として午後10時から午前5時にかかる勤務が過去6カ月間を平均して1カ月あたり4回以上(過去6カ月間で合計24回以上)あった運転者	
注) 受診料が助成額未満の場合は助成対象外となります。		
★ 1事業者当たりの申請可能人数は保有車両数(被けん引除く)の「2倍」となります。		
・ 常時選任運転者の確認のため、「運転者台帳」等の書類のコピーの提出を求める事がありますのでご了承下さい。		

4, 請求書の提出

別添の『ドライバー健康診断 個別受診助成金実績報告書』(様式2)及び『ドライバー健康診断 個別受診内訳書』(様式2の2)に必要な書類を添付し、下記締切日までに当協会に提出して下さい。

5, 提出期限 中間締切 令和7年10月 3日(必着)
最終締切 令和8年 3月 6日(必着)